制定 令和4年4月30日

- 1 目的
  - 岐阜県剣道連盟に対する社会的な信頼を確保すること。
- 2 適用範囲
  - 剣道に関わるすべての人とする。
- 3 基本的責務

岐阜県剣道連盟規約及び各種規程等を厳格に遵守し、倫理観に留意し、社会規範に反しないこと。

## 4 遵守事項

- (1) 暴力、各種ハラスメント、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用等の違法行為や、剣道の精神を損ねるような社会規範に照らし合わせた不適切な行為を行わない。
- (2) 個人の名誉とプライバシーの配慮を行う。
- (3) 公私の別を明らかにし、職務や地位を利用し利益を図ることを行わない。
- (4) 剣道関係の経理処理に関し適切に行い、流用や不正行為を行わない。
- (5) 自らの社会的立場を認識し、常に自らを厳しく律し、責任ある行動をとる。
- (6) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持たない。
- 5 具体的事項
- (1) 反倫理的行為に起因する事項
  - ア 身体的・精神的暴力行為等について
    - ・ 相手の人格を尊重して相互理解する。特に指導的立場にある者は、暴力やパワーハラスメント等(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)と受け止められるような行為は行わない。
  - イ 身体的及び精神的セクシャルハラスメントについて
    - ・ 安易に性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じる言動を慎む。
  - ウ アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について
    - ・ フェアプレーの精神に反するだけでなく、健康を害するものであり絶対に行わないこと。 摂取した薬品についても禁止薬物が含まれている場合があるため、ドーピングに対する 知識を深めていく。
  - エ 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者並びに選手等の関係の在り方について
    - ・ 相手の立場を尊重し、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努める。上下 関係を利用した人道的に反する行動や強要の禁止。
  - オ 称号段位審査員と受審者との関係について
    - ・ 厳正、公平、適切に、かつ審査規程等を遵守して誠実に審査を実施し、誤解を招く言動 は慎む。
- (2) 不適切な経理処理に起因する事項
  - ア 経理処理について
    - 公的な組織であることを認識し、正しい経理を行うとともに監査体制を確立する。
  - イ 不正行為について
    - 組織内外の金銭の横領を禁止する。
    - ・ 不適切な報酬、手当、手数料、接待、供応等及び贈収賄行為を禁止する。
- (3) 各種大会における代表選手・役員の選考に関する事項 選手基準を明確に定め、公平かつ透明性のある選考を行う。選考に質問や抗議があった場合は速やかに真摯な対応をし、適切に処理する。
- (4) 安全・事故防止及び一般社会人として社会規範に関する事項
  - ア 安全事故防止について
    - 指導者及び選手は剣道の実践において、常に安全への配慮と事故防止に努める。
  - イ 一般社会人としての社会規範について
    - ・ 日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を意識し社会秩序の維持に努める。
    - 違法賭博や反社会的勢力との交際禁止など。